

仕 様 書

1 件 名

令和3年度静岡県男女共同参画センター女性のための相談業務委託

2 目 的

配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩み・問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していくことができるように、男女共同参画の視点によるカウンセリング技法を備えた相談員が電話による相談や面接を通じて支援し、女性の自立や社会参画を促すことを目的とする。

3 対象者

県内在住の女性（ただし、県外女性も可）

4 実施場所

施設名 静岡県男女共同参画センター あざれあ

所在地 〒422-8063 静岡市駿河区馬淵1丁目17-1

5 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

6 委託価格の限度額

11,220千円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託価格の限度額は令和3年2月県議会における令和3年度当初予算の成立を前提としたもの。

7 事業の内容

| 区分 | 小区分 | 内 容 |
|------|----------------|--|
| 電話相談 | 業務内容 | ・女性の生き方、家族、職業、生活、健康等女性の悩みに対して、男女共同参画の視点でのカウンセリングの技法を備え、相談者の気持ちを受け止め、心理的なサポートをしながら社会制度などの情報提供、様々な選択肢や価値観を提案し、相談者が自己決定できるよう支援する。 |
| | 方 法 | ・原則一相談者あたり一回限り、匿名で受ける。 (1件当たり30分以内を目安) ただし、継続して相談援助の必要な場合を除く。 |
| | 業務体制 | ・電話対応担当者1日2名＋事務処理や、休憩時の電話対応者半日程度1名（2.5名体制以上（電話は2回線）） |
| | 必ず行うべき 相談日時 | ・毎週月～金曜日：9時～16時 ただし、水曜日：14時～20時 ・毎月第2土曜日：13時～18時 *ただし、祝日及び男女共同参画センターの休館日を除く |

| | | |
|-------------|------------|--|
| | 資格要件 | ・相談業務の経験を有すること。 |
| インターネット相談 | 業務内容 | ・上記「電話相談」と同一とする。 |
| | 方法 | ・メールでの相談に対し、回答を作成し、返信する。(相談受付から1週間程度以内を目安とする。) |
| | 業務体制 | ・半日程度1名(週4日以上) |
| | 相談日時 | ・随時受付 |
| | 資格要件 | ・相談業務の経験を有すること |
| 面接相談 | 業務内容 | ・DVその他暴力に関する相談(男性等からの暴力により支援を必要とする相談)等 |
| | 業務体制 | ・1人体制以上 |
| | 必ず行うべき相談日時 | ・毎週月、木曜日：10時～15時 ・毎週水曜日：14時～19時 *ただし、祝日及び男女共同参画センターの休館日を除く |
| | 資格要件 | ・DVその他の暴力に関する相談業務の経験を有すること。 |
| 相談記録の統計処理等 | | ・月毎に相談記録の統計処理を行い、月次報告書を提出する。 |
| 女性相談啓発業務 | | ・女性のための相談室(静岡新聞夕刊に掲載)の原稿作成(毎月1回) |
| 相談員の資質維持・向上 | | ・心理的保護及びスーパービジョンの実施 ・各種研修会への参加 |

8 個人情報の保護

- (1) 相談者のプライバシーについて、細心の注意を払い、保護しなければならない。
- (2) 受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。
- (3) 受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)を遵守すること。

9 相談等の記録・報告

- (1) 電話相談では、一件ごとに、相談内容区分表により電話相談記録票に記録する。
- (2) 面接相談では、予約表に記入し、相談終了後に一件ごとにDV相談は面接相談記録票に記録する。
- (3) 受託者は、業務日誌を記載し、月毎に相談記録の統計処理を行い、月次報告として翌月20日までに県へ提出する。ただし、3月分は3月末日までとする。
- (4) その他必要に応じて県に報告を行う。

10 情報収集及び提供

- (1) 受託者は、適切な情報提供や他機関紹介を行うため、資料の収集整理に努めるものとする。
- (2) 女性の社会的自立支援に関する各種の情報、統計等を蓄積・分析し、他の関係機関等に対し、必要に応じ提供する。

11 他機関との協力・連携

継続して援助を行うことが必要と認められる相談の場合には、必要に応じて適切な機関に紹介するなど協力及び連携を図るものとする。

12 相談費用

相談費用は無料とする。ただし、電話相談における電話料金は相談者が負担する。